

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和３年２月

江 府 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
1	江府町の農業・農村の現状と課題	3
2	江府町の施策展開の方向性と目指すべき農業構造	4
(1)	効率的かつ安定的な農業経営体の育成	4
(2)	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	7
(3)	担い手育成機構との連携	7
(4)	目指すべき農業構造の姿	8
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
1	経営の指標	9
2	農業経営モデル類型	10
3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	11
(1)	経営の指標	11
(2)	農業経営モデル類型	11
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標	13
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	13
2	その他農用地の利用関係の改善に関する事項	13
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14
1	利用権設定等促進事業に関する事項	14
(1)	利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	14
(2)	利用権の設定等の内容	17
(3)	開発を伴う場合の措置	17
(4)	農用地利用集積計画の策定期間	18
(5)	申出及び要請	18
(6)	農用地利用集積計画の作成	19
(7)	農用地利用集積計画の内容	19

(8) 同意.....	20
(9) 公告.....	21
(10) 公告の効果.....	21
(11) 利用権の設定等を受けた者の責務.....	21
(12) 農業委員会への報告.....	21
(13) 紛争の処理.....	21
(14) 農用地利用集積計画の取消し等.....	22
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項.....	23
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進.....	23
(2) 区域の基準.....	23
(3) 農用地利用改善事業の内容.....	23
(4) 農用地利用規程の内容.....	23
(5) 農用地利用規定の認定.....	24
(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定.....	24
(7) 農用地利用改善団体の勧奨等.....	26
(8) 農用地利用改善事業の指導・援助.....	26
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項.....	26
(1) 農作業の受委託の促進.....	26
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等.....	27
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項.....	27
5 その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項.....	28
(1) 農用地の利用度の向上.....	28
(2) 関連施策の推進.....	28
(3) 推進体制等.....	28
第5 その他.....	28

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 江府町の農業・農村の現状と課題

江府町は、鳥取県西部に位置し、東部一帯は中国山地を境界とし、岡山県真庭市、新庄村に接し、西は西伯郡伯耆町に、南は日野郡日野町、北は西伯郡大山町及び倉吉市に接しており、その面積は124.66km²で県西部の中心地米子市に24km、県庁所在地の鳥取市まで110kmの位置である。

標高113m～1,448m概ね急峻な丘陵地で、大山隠岐国立公園の主峰「大山」山系に沿う高原と溪流に展開し、山地から町の西端を南北に貫流している日野川に向かって緩傾斜をなし、84%が山林、原野で占められ、耕地は日野川へ向けての斜面にひらけている。

気候は、裏日本型の特に中国山地型と言われる気候に属し、年間平均気温は、12.5℃と一般的に夏季冷涼であり、冬季には零下5～6℃まで下降し、山間部での積雪は数メートルに達し、平年における降水量は、1,800mm～3,000mmにわたる地域を包含している。風は、季節によりほぼ決まっている。春には移動性高気圧の影響を受け、乾燥した南よりの風がよく吹き、フェーン現象が起きる。

江府町の農業生産は、こうした立地条件を生かした水稻を中心として、白ネギ、トマト、ピーマンなどの特産野菜の生産と共に乳用牛、和牛繁殖等畜産業を行っている。また、一部には、大豆やソバ等の土地利用型作物の集積・団地化の取り組みや、県内独自ブランドの梨である「新甘泉」の栽培も始まり、産地化の取り組みも進めている。

江府町の農業課題としては、農業従事者の高齢化と後継者不足が進行しており、特に中小農家が担っている水稻を中心とした土地利用型農業や野菜農家については、規模縮小や廃業といった状況が増加している。このままでは町全体の優良農用地でさえも耕作者が不在となり、産業としての農業の衰退、そして水田に付随する農道や水路に関しても継続ができなくなってしまう恐れがある。

その一方で農業の新しい光として“集落営農”の形態で農業を行う集落やグループも徐々に増加しており、中山間地域での継続可能な営農スタイルとして徐々に浸透し始めている。今後は自立経営体を支援する以外にも、こういった集落ぐるみでの組織型営農についても地域の担い手として育成を図っていく必要がある。

以上のようなことを踏まえて、江府町では経営規模、経営方針に添った育成すべきそれぞれの経営体を確保し、これを核とした生産体制を確立するとともに、公益的な受委

託組織との役割を明確化することにより、生産性の高い産地づくり、及び継続可能な強い経営体育成を推進する。

2 江府町の施策展開の方向性と目指すべき農業構造

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

◇農業構造の分化

令和10年度の江府町の農業構造を展望すると、農業経営の拡大・充実を図り、優れた経営能力と高い技術力を備え、地域の農業生産をリードしていくような「個別経営体(集落営農法人を含む)」、地域ぐるみで農業を担う「組織経営体(グループ営農・任意組織・生産組合等)」、地域の農地を守るために農地を請け負う「地域的担い手農家」自給的な農業を営む「自給的農家」等に階層分化していくものと予測される。このため、将来の農業構造は下表のように分化していくものとする。

農 家 分 類	内 容
効率的かつ安定的な農業経営 個別経営体 (集落営農法人を含む)	・主たる従事者の年間労働時間がその地域の他の産業従事者と同等であり、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い営農を行う経営体
組織経営体 (グループ営農・任意組織・生産組合等)	・地域内の営農を一括管理・運営する集落営農(任意組織、生産組合等)、また地域内の複数農家で経営されるグループ営農組織
準経営体 (認定新規就農者・地域的担い手農家等)	・認定新規就農者、人・農地プランに位置づけられるもしくは位置づけられることが確実な経営体、70a以上の農地を借り受けている農家
多様な担い手及び農家 (自給的農家等)	・自給的、趣味的な農業を営む農業者 ・兼業農家、高齢農家 他

江府町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業という職業がより魅力あるものとなるように、将来（令和10年）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

◇経営体・担い手の育成方針について

江府町では、各種担い手の推進・育成に係る方針について「江府町地域農業再生協議会(以下、再生協という)」および「人・農地チーム会議(以下、チーム会議という)」を中心にして育成方針を決定していく。特に再生協、チーム会議の各委員(農業協同組合、農業委員会、地元農家、農業改良普及所、農地中間管理機構等)との連携の下で、時代の変化にも対応できるよう柔軟な対策・方針決定を行う。

また、地域段階における人・農地プランの作成および実行に向けての話し合いを進め、将来的な農地の動向、放棄地対策、また地域内担い手の明確化など事前に協議することで、継続的な農地保全および利用を実現できるよう推進する。

その他、町外の担い手農家・農業企業との連携やサポート体制を構築することで、地域に不足している労働力や栽培技術などを取り入れ、相互の共同によって効率的かつ安定的な農業経営が実現できるように推進する。

◇個別経営体(集落営農法人を含む)の育成

個別経営体については効率的かつ安定的な農業経営が実現できるよう、農業経営改善計画の作成し、“認定農業者”として認定を受けることを推進する。また、農業経営改善計画の実現が達成できるよう、個別経営体による経営状況の自己チェックと、関係機関による経営体のフォローアップ(年1回以上)の実施、より専門的な支援が必要になる場合は「とっとり農業経営相談所」を活用するなど、推進体制を確立する。

特に集落営農法人については、農業経営を意識した組織体制を目指すとともに、専属従者を雇用できるような健全かつ継続性のある経営を確立できるよう推進する。

農地について、農地中間管理事業及び利用権設定等促進事業の活用により、効率的な農地利用が実現できるよう支援する。

◇組織経営体(グループ営農・任意組織・生産組合)の育成

土地利用型農業について、農地と付随する施設などの管理という面から、個人ごとの営農よりも地域内の複数人で行う組織的経営体の方が、一括管理や共同作業によ

る負担軽減などメリットが大きい。このことから地域ごとの現状を踏まえつつ、作物や農地的なつながりを意識した組織経営の推進及び体制作りを行う。その際には組織経営体の脆弱な部分を国・県・町の各種事業を活用しながら経営支援を行う。

また地域における組織経営体の役割が多くなるにつれて、経営面積や作業量、予算規模ともに増大することが予想されるため、将来的には信頼性や税制面でメリットが大きくなる法人経営(個別経営体)へとステップアップできるよう支援を行う。

◇ 経営体の育成目標

農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものとするためには、農業収入で自立できる所得、地域他産業従事者と遜色のない労働時間の確保ができる農業経営体を育成することが必要であり、下記の数値を目標として関係機関一丸となって取り組む。

	令和10年度育成目標	備 考
個別経営体	18 経営体	(うち集落営農法人 13 経営体)
組織経営体	7 組 織	

◇ 多様な担い手の育成

農村集落の機能維持や農地管理のためには、一部の効率的かつ安定的な農業経営だけではすべてを支えることは困難であり、中小の地域的担い手農家や自給的農家などにより地域の農業を継続することが必要である。また規模の大小にとらわれず、兼業農家や生きがい農業を行う高齢農家、町外からの担い手や地域おこし協力隊による農業進出などについても積極的にその役割を評価し、支援していく。

また、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参画を促進する。

さらに農作業の受託組織や機械の共同利用などの営農組織も効率的かつ安定的な農業経営体の育成母体と位置づけ、個別経営体への発展を目指して支援するものとする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

◇ 新規就農者育成の取組方針

新規就農者育成に向けて、再生協およびチーム会議の場を活用して、新規就農者の現状把握や支援策の検討等の取り組みを行うものとする。就農支援施策等情報の積極的な発信により町内からの新規就農者を掘り起こすとともに、移住定住対策を合わせた町外からの新規就農者の引き込みを図る。

(3) 担い手育成機構との連携

担い手育成機構を就農相談から各種研修、定着支援を総合的に実施する就農促進のためのサポート機関とし集落営農組織設立及び法人化、新規就農者・担い手農家育成、そうした担い手農家への技術・経営支援などについて連携を図る。また、農地集積についても担い手育成機構を含む再生協及びチーム会議を中心として、関係機関の連携強化を図る。

(4) 目指すべき農業構造の姿

◇ 望ましい農業構造の展望

10年後を見通した農業構造を次のとおり見込む

現状（令和元年）	10年後（令和10年）
総農家数 558戸	総農家数440戸
効率的かつ安定的な農家数 53経営体 個別経営体 4経営体 組織経営体 8組織 準経営体 41経営体 多様な担い手及び農家 505経営体 農業サービス 事業体(農業公社)	効率的かつ安定的な農家数 45経営体 個別経営体 18経営体 (うち集落営農法人13経営体) 組織経営体 7組織 準経営体 30経営体 多様な担い手及び農家 395経営体 農業サービス 事業体(農業公社)

◇ 農用地の利用集積と流動化目標

農業構造の再編の進む中で、全農家の約10%（45経営体）の経営体（個別経営体、組織経営体、準経営体）を育成・確保する目標とし、農用地の利用集積目標を全農用地の約60%と見込む。

このため、経営体に360haの農地流動化が必要となるため、農用地利用集積、農作業受委託の推進を図る。

◇ 農用地の流動化目標

令和元年		令和10年
耕地面積 756ha		耕地面積 600ha
効率的かつ安定的な農業経営 農用地利用面積 179ha		効率的かつ安定的な農業経営 農用地利用面積 360ha
うち個別経営体 農用地利用面積 33ha	流動化面積 360ha	うち個別経営体 農用地利用面積 260ha
うち組織経営体 農用地利用面積 57ha		うち組織経営体 農用地利用面積 40ha
うち準経営体 農用地利用面積 89ha		うち準経営体 農用地利用面積 60ha
農業サービス事業体(農業公社) 農用地利用面積 75ha		農業サービス事業体(農業公社) 農用地利用面積 50ha
多様な担い手及び農家 502ha		多様な担い手及び農家 190ha

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 経営の指標

江府町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯取得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者一人あたり概ね300万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者一人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が江府町農業生産の相当部分を担う農業構造を目指す。

2 農業経営モデル類型

【個別経営体】

営農類型	経営規模	資本装備	経理管理の方法	農業従事の態様等
水稻・大豆	水稻 (全作業受託含む) 8.0ha 大豆 2.4ha	作業場・倉庫 40 m ² 車庫・格納庫 30 m ² 軽トラック 1台 トラック1.5 t 低床 1台 トラクター4WD 25ps 1台 ロータリー 180 cm 1台 田植機：側条 5条 1台 自脱コンバイン 3条 1台	複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を实践する。	家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。
水稻・露地野菜	水稻 2.5ha 白ねぎ 0.5ha	作業場・倉庫 26 m ² 軽トラック 1台 トラクター4WD 25ps 1台 管理機 6ps 1台 動力噴霧機 3.5ps 1台 ねぎ皮剥機 電動 3ps 1台 自動結束機 電動式 1台	複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を实践する。	家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。 白ねぎは個人での調製を行う。
水稻・施設野菜	水稻 2.0ha トマト雨よけ 0.2ha	作業場・倉庫 26 m ² 雨除けハウス 6m 25a 軽トラック 1台 トラクター4WD 20ps 1台 管理機 4.5ps 1台 動力噴霧機 3.5ps 1台	複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を实践する。	家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により、過重労働を軽減する。
酪農	酪農フリーストール 40 頭 スーダングラス 3.0ha イタリアンライグラス 2.5ha	作業場・倉庫 80 m ² 牛舎(木造) 450 m ² 堆肥舎(木造) 100 m ² 軽トラック 1台 トラック 2t 1台 トラクター4WD 35ps 1台 マニースプレッター 1.5t 1/4 台 ロータリー(自走) 6ps 1/4 台 テグターレーキ 300cm 1/4 台 ロールバレー 120cm 1/4 台 パイラインミルカー50C4 ユニット 1セット フロントローダー 60ps 用 1台 バルクローラー 1000ℓ 1基	複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を实践する。	休日制を導入する。 家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保やヘルパー利用により、過重労働を軽減する。
営農類型	経営規模	資本装備	経理管理の方法	農業従事の態様等
繁殖和牛	繁殖牛 20 頭 スーダングラス(表作) 2ha イタリアンライグラス(裏作) 2ha	牛舎 200 m ² 飼料庫 50 m ² 堆肥舎 80 m ² 軽トラック 1台 トラック 2t 1台 トラクター 35ps 1/2 台 ロータリー 160cm 1/2 台 フロントローダー 60ps 用 1/5 台 ロールバレー 120cm 1/5 台 テグターレーキ 300cm 1/5 台 マニースプレッター 1.2t 1/5 台	複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を实践する。 青色申告を实践する。	家族経営協定の締結に基づく給料制を導入する。
新甘泉・王秋	新甘泉ジョイント無袋網掛 20a 王秋ジョイント無袋網掛 10a	車庫・格納庫 6 m ² 梨ジョイント網掛棚 30a 動力噴霧機 3.5ps 1台 ロータリー(自走) 6ps 1台 運搬車 5ps・500kg 1台 灌水装置 棚配管 30台 軽トラック 1台	複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を实践する。	家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により過重労働を軽減する。

【組織経営体】

営農類型	経営規模	資本装備	経理管理の方法	農業従事の態様等
水 稻・大 豆・蕎麦・ 作業受託	水稻 10ha 大豆 0.2ha そば 0.5ha 水稻耕転 10ha 代かき 10ha 機械田植 10ha 水稻コンバイン刈 10ha	作業場・倉庫 100 m ² 車庫・格納庫 100 m ² 軽トラック 1台 トラック 1t 1台 トラクター4WD 1台 ロータリー 180cm 1台 田植機：側条 6条 1台 自脱コンバイン4条 1台 大豆播種機 2条 30ps 1台 ロータリー3連 1台 ブームスプレイヤー 520ℓ 1台 大豆ソバコンバイン 2条 1台	複式簿記記帳 の実施により、 財務管理、資金 管理を徹底し、 計画的な経営を 実践する。	作業は計画的 に実施し、労賃 は賃金又は従事 分量配当で支払 う。 基幹的なオペ レータは4人と し、その他は日 常管理や補助的 な作業を行う。

- 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(1) 経営の指標

江府町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする新規就農者が、年間農業所得を主たる農業従事者一人あたり概ね250万円程度（本町における効率的かつ安定的な農業経営の目標の8割程度）、年間労働時間が主たる農業従事者一人あたり1,800時間程度の水準の実現を目指す。

(2) 農業経営モデル類型

新規就農

営農類型	経営規模	資本装備	経理管理の方法	農業従事の態様等
水稻・露地 野菜	水稻 2.0ha 白ねぎ 0.4ha	作業場・倉庫 26 m ² 軽トラック 1台 トラクター4WD 25ps 1台 管理機 4.5ps 1台 動力噴霧機 3.5ps 1台 ねぎ皮剥機 電動 3ps 1台 自動結束機 電動式 1台	複式簿記記帳 の実施により、 財務管理、資金 管理を徹底し、 計画的な経営を 実践する。 技術の習得と 経験の蓄積に努 め、収量と品質 の向上を目指 す。	作業体系を習 得し、適期に、 効果的、効率的 な作業が行える ように努める。 不足する労働 力は、臨時雇用 の確保により、 過重労働を防 ぐ。
施設野菜	トマト雨よけ 0.2ha	雨除けハウス 6m 25a 軽トラック 1台 トラクター4WD 20ps 1台 管理機 3.5ps 1台 動力噴霧機 3.5ps 1台	複式簿記記帳 の実施により、 財務管理、資金 管理を徹底し、 計画的な経営を 実践する。 技術の習得と 経験の蓄積に努 め、収量と品質 の向上を目指 す。	作業体系を習 得し、適期に、 効果的、効率的 な作業が行える ように努める。 不足する労働 力は、臨時雇用 の確保により、 過重労働を防 ぐ。

露地野菜	白ねぎ秋冬 70a	作業場・倉庫 26 m ² 軽トラック 1台 トラクター4WD 25ps 1台 管理機 6ps 1台 動力噴霧機 3.5ps 1台	複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を实践する。 技術の習得と経験の蓄積に努め、収量と品質の向上を目指す。	作業体系を習得し、適期に、効果的、効率的な作業が行えるように努める。 不足する労働力は、臨時雇用の確保により、過重労働を防ぐ。
酪農	酪農フリーストール 40 頭 スーダングラス 3.0ha イタリアンライグラス 2.5ha	作業場・倉庫 80 m ² 牛舎(木造) 450 m ² 堆肥舎(木造) 100 m ² 軽トラック 1台 トラック 2t 1台 トラクター4WD 35ps 1台 マニースプレッダー 1.5t 1/4 台 ロータリー(自走) 6ps 1/4 台 テグラーレーキ 300cm 1/4 台 ロールペーラ 120cm 1/4 台 バンプラインミルカー50C4ユニット 1セット フロントローダー 60ps 用 1台 バルククーラー 1000ℓ 1基	複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を实践する。	休日制を導入する。 家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保やヘルパー利用により、過重労働を軽減する。
繁殖和牛	繁殖牛 10 頭 スーダングラス(表作) 2ha イタリアンライグラス(裏作) 2ha	牛舎 200 m ² 飼料庫 50 m ² 堆肥舎 80 m ² 軽トラック 1台 トラック 2t 1台 トラクター 35ps 1/2 台 ロータリー 160cm 1/2 台 フロントローダー 60ps 用 1/5 台 ロールペーラ 120cm 1/5 台 テグラーレーキ 300cm 1/5 台 マニースプレッダー 1.2t 1/5 台	複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を实践する。 青色申告を実施する。	家族経営協定の締結に基づく給料制を導入する。
新甘泉・王秋	新甘泉ジョイント無袋網掛 20a 王秋ジョイント無袋網掛 10a	車庫・格納庫 6 m ² 梨ジョイント網掛棚 30a 動力噴霧機 3.5ps 1台 ロータリー(自走) 6ps 1台 運搬車 5ps・500kg 1台 灌水装置 棚配管 30台 軽トラック 1台	複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底し、計画的な経営を实践する。	家族労力を主体とし、農繁期は臨時雇用の確保により過重労働を軽減する。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

【効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標】

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
60%	360ha 600ha

【効率的かつ安定的な農業経営に面的集積についての目標】

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、再生協およびチーム会議を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農用地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農用地の利用集積の取組を促進する。その際、江府町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、江府町内の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、町内農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者間の協議・調整を行うため、アンケート調査等を実施し、地域での話し合いを進める。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

江府町では、関係機関が有する農用地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事

業等の推進を実施する。

また、農地中間管理事業と人・農地プランのセット推進を基本とし農地集積に取り組むとともに、一時的なサポート体制として農業公社による栽培管理（畦畔管理の省力化も含む）、作業受託等の下支え体制を確保することにより耕作放棄地の発生防止・解消に努める。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

江府町は、鳥取県が策定した「鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の2の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、江府町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

江府町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。また、中山間地域等直接支払制度・多面的機能支払制度等を活用し、施設・機械等の共同化等の集落営農組織の育成を図り、耕作放棄地の発生防止・復旧を促進し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とする。特に集落営農法人等の設立及び活動の活発化を促す。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努めるものとする。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定める

ところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における開発後の農用地を含む）のすべてを効率的に利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権の移転を受ける場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である場合、公共事業の施行に伴い用地買収を受ける者が、飯米確保のために代替地を取得する場合、認定新規就農者等が農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることを認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることを認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）

に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項の規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合又は法第7条第1号に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に

利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第７２条の８第１項第２号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(２)利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

(３)開発を伴う場合の措置

- ① 江府町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局通知）」様式第７号による開発事業計画書を提出させるものとする。
- ② 江府町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進めるものとする。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうるものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

(4)農用地利用集積計画の策定期間

- ① 江府町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 江府町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(5)申出及び要請

- ① 江府町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、江府町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 江府町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定

めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6)農用地利用集積計画の作成

- ① 江府町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 江府町は、(5)の②から④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、江府町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 江府町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにするものとする。

(7)農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、貸借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又

は名称及び住所

- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に定める者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号、以下「規則」という。）第１６条の２各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について町長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - （ア） 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ） 原状回復の費用の負担者
 - （ウ） 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ） 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

江府町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごと

に（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得るものとする。

ただし、複数の共有に係る土地について、利用権（その存続期間が２０年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

江府町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容の（７）の①から⑥までに掲げる事項を江府町の掲示板への掲示により公告するものとする。

（１０）公告の効果

江府町が、（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

（１１）利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

（１２）農業委員会への報告

江府町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第１６条の２）があった場合は、その写しを江府町農業委員会に提出するものとする。

（１３）紛争の処理

江府町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃

又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 江府町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に定める者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ③ 江府町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に定める者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 江府町は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を江府町の掲示板への掲示により公告する。

- ④ 江府町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

- ⑤ 江府町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用

地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。江府町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

江府町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(概ね 1 以上の集落)とするものとする。なお、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障を来たさない限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項

- ウ 農作業の効率化に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に関わるすべての事項についての実行方策を明らかにする。

(5) 農用地利用規定の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を江府町に提出して、農用地利用規程について江府町の認定を受けることができる。
- ② 江府町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をするものとする。
- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 江府町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を江府町の掲示板への提示により公告するものとする。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地

区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（4）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 江府町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をするものとする。

- ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5) ②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導・援助

- ① 江府町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努めるものとする。
- ② 江府町は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的な支援が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

江府町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する

上で必要な条件の整備を図るものとする。

- ア 奥大山農業公社及び農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業による農作業の効率化の推進措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業毎の事業に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金の基準の設定

(2)農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

江府町は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む必要がある。このため、先進的な法人経営体等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営体を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むものとする。

5 その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項

(1) 農用地の利用度の向上

江府町は、不作付地等低利用農用地の利用度の向上を図るため、農業委員会、農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、低利用農地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進するものとする。

(2) 関連施策の推進

江府町は、農業生産基盤整備、地力の維持増進、農業近代化施設の導入、農業技術の普及、農産物の流通の改善、堆肥、副産物の有効利用その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

このほか、江府町は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

江府町は、農業委員会、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示した効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、江府町は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化の促進に関する必要な事項については、別に定めるものとする。

別紙1 (第4の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………法第18条第3項第2号イに掲げる要件

- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができると認められること

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……………その土地を効率的に活用して耕作又は養畜の事業を行うことができる
と認められること

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定を受ける場合

……………その土地を効率的に利用することができると認められること

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第3

46号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…………その土地を効率的に利用できると認められること

附 則

- 1 この基本構想は、平成14年 4月25日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成18年 2月17日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成18年 5月25日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成22年 6月 3日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成26年 9月26日から施行する。
- 1 この基本構想は、令和 3年 2月 8日から施行する。

